

本学心理職養成課程における倫理教育の現状

熊野 みき, 信原 孝司

愛媛大学大学院教育学研究科

Current Status of Ethics Education in the Psychologist Training Programs of Our University

Miki KUMANO, Takashi NOBUHARA

Graduate School of Education, Ehime University

1. 心理職の倫理

2015年の公認心理師法成立は、社会における心理職の位置づけをより明確にし、大きな節目となったことは言うまでもない。それ以前には、1988年に臨床心理士の資格認定が始まり、2022年4月1日時点では39,576名が認定され、広く社会の中で活躍している。現代社会においては、心理職に求められるニーズは年々増加しており、地域社会に心理職を輩出する養成校への期待も、比例的に増加していると考えられる。

同時に、一専門家として多様な状況に置かれている人々への心理支援に関わる中では、社会人として、そして心理職としての十分な倫理規範や態度が問われるようになってきている。残念なことに、日本臨床心理士資格認定協会発行の『臨床心理士報』には、時折、倫理委員会答申と理事会承認に基づき、日本臨床心理士倫理綱領に抵触した有資格者が報告されている。また、実践の場においては、明確に倫理違反であるか否かが線引きできることは少なく、いわゆるグレーゾーンに含まれる場合が多いことが想定される。そうした状況において、クライアントの福祉を第一に考えながら、適切な思考・判断をしていくことは一朝一夕に身につくものではなく、日々の実践を振り返り、心理職自身も内省を深め、自己研鑽を重ねながら取り組んでいくしかないことなのではないだろうか。

心理職の倫理については、金沢(2006)が心理臨床家の職業倫理として挙げた、次の7項目がよく知られている。

1) 相手を傷つけない。傷つけるようなおそれのあること

をしない。

- 2) 十分な教育・訓練によって身につけた専門的な行動の範囲内で、相手の健康と福祉に寄与する。
- 3) 相手を利己的に利用しない。
- 4) 一人一人を人間として尊重する。
- 5) 秘密を守る。
- 6) インフォームド・コンセントを得、相手の自己決定権を尊重する。
- 7) すべての人を公平に扱い、社会的な正義と公正・平等の精神を具現する。

臨床心理士と公認心理師それぞれにおいて、どのような倫理についての定めがあるか以下に見ていくが、心理職が専門職として社会の中に浸透していくことが求められる昨今では、こうした心理職の職業倫理の遵守は、非常に重要な課題であると考えられる。

2. 倫理の定め

(1) 臨床心理士

臨床心理士に関わる倫理については、その資格を認定している公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が、1990年に臨床心理士倫理綱領ならびに臨床心理士倫理委員会規程を定め、2020年には、上記2つの一部改正と臨床心理士倫理規程の制定が行われている。臨床心理士倫理綱領は、「前文」に続き、「責任」、「技能」、「秘密保持」、「査定技法」、「援助・介入技法」、「専門職との関係」、「研究」、「公開」、「倫理の遵守」、「倫理申立て及び処分への対応義務」の10条

から構成されており、これまでに3度の見直しがなされている。これらの規程は、臨床心理士の有資格者全員に関わるものである。他にも一般社団法人日本臨床心理士会や都道府県の臨床心理士の職能団体もそれぞれ倫理に関する規程等を定め、倫理委員会を設置しているが、これらは各々の団体の会員のみに適用される。

また、日本臨床心理士資格認定協会の公式サイトには、「臨床心理士の職業倫理」というページが設けられ、広く社会に対しても臨床心理士が負う職業倫理について明示されている。その中では、「心の専門家」である臨床心理士は、(中略)自分という直接的な人間関係と心を用いるため、臨床心理士という専門家自身の“人間的資質”“倫理観”が大きく問われる」とあり、個々の倫理に関わる事柄、例えば、守秘義務やインフォームド・コンセントなどの遵守以前に、人間としての資質や倫理観を涵養することが重要であることが理解される。

同様に、『臨床心理士報』には、毎号表紙裏に以下に挙げる臨床心理士倫理綱領からの抜粋が掲載されており、有資格者が頻繁にこれを目にし、日常業務の中で意識を高く保つよう意図されている。

「臨床心理士は基本的人権を尊重し、専門家としての知識と技術を人々の福祉の増進のために用いるよう努めるものである。そのため臨床心理士はつねに自らの専門的な臨床業務が人々の生活に重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚しなければならない。したがって自ら心身を健全に保つよう努め、社会人としての道義的責任をもつとともに、臨床心理士に付与される倫理綱領を遵守する義務を負うものである。

臨床心理士の社会的な負託は、倫理綱領の遵守と同時に、つねに自らの専門的な臨床業務に関する知識の獲得と技能の向上に資するための努力を重ねることによってあがなわれることを自覚しなければならない。」

上記文中には、「自覚しなければならない」という文末が2度使われており、倫理にまつわる知識を単に獲得するというのではなく、臨床心理士としての業務にあたる中で、常に倫理意識を持つ姿勢やそれに基づく態度、つまり前述の人間資質や倫理観が求められていることが分かる。

(2) 公認心理師

国家資格である公認心理師については、公認心理師法に倫理に関する義務等が定められている(第40条に信用失墜行為の禁止、第41条に秘密保持義務、第42条に連携等、第43条に資質向上の責務)。以下では、公認心理師の倫理について詳細に見ていくために、職能団体の定めであり、すべての公認心理師有資格者が対象とはならないが、一般

社団法人日本公認心理師協会が定めている日本公認心理師協会倫理綱領を取り上げる。

2020年に制定された日本公認心理師協会倫理綱領では、まず、各条の基礎となる①専門的心理支援業務の質の保持、②対象となる人々の基本的人権の擁護、③自己決定権の尊重、④心の健康と福祉の増進の4つが列挙されている(一般社団法人日本公認心理師協会、2020)。そして、これらの目的に沿い、「専門的職業人としての自覚を持つとともに一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的及び道義的な責任を果たす」ために、綱領の遵守義務を負うと明記されている。先に臨床心理士にまつわる倫理の定めで触れたことと同じく、「自覚」や「良識」を持つという、知識獲得のみにとどまらない姿勢や態度が重視されていることが分かる。

定められた綱領は12条あり、第4条から第8条には、援助実践における具体的な指針となる倫理規範が示されている。第4条では専門性の維持・向上と自らの能力への謙虚な姿勢、第5条では秘密保持義務、第6条ではインフォームド・コンセント、第7条では説明責任と適切な記録の扱い、第8条では多重関係等不適切な関係の禁止が定められている。なお、第5条の秘密保持義務においては、条文中の表現も「～してはならない」と明確な禁止となっており、公認心理師法における罰則規定を伴う禁止規定に相当している(公認心理師法第46条)。

翌年2021年には、同協会から「倫理綱領に関するガイダンス」が公表されている(一般社団法人日本公認心理師協会、2021)。これは、先に定められた日本公認心理師協会倫理綱領の具体的かつ詳細な内容と制定趣旨を説明するためのものであり、A4版で25ページにわたって綱領本文の記載を詳しく解説している。心理専門職の倫理についての説明の中には、先述の金沢(2006)も引用されており、当該部分の結びでは、「自らの欲求、感情に自覚的であることが、心理支援の中で生じる多くの迷い(ジレンマ)に向き合いながら、より適切な行動を選択できるための必須条件である」とされている。やはり、一つ一つの倫理規範を守る前提に、公認心理師個人の自らと向き合う力や姿勢が重視されていることがうかがわれる。

さらにこのガイダンス中には、「倫理綱領は、専門職集団と社会との約束(契約)という側面も持つ」という記載がある。特定の職能団体が定めたものであり、この団体の会員のみを対象としてはいるが、綱領が会員である公認心理師個々の規範を示すことにとどまらず、心理職唯一の国家資格として、社会に対する責任を明確にするという役割も持っていることがうかがわれる。

公認心理師の全国規模の職能団体としては、公認心理師の会もあり、こちらも2022年に一般社団法人公認心理師の会・倫理綱領を定めている(一般社団法人公認心理師の会、2022)。第1条に「公認心理師としての義務及び法令

を遵守する」と表記され、綱領中に守秘義務やインフォームド・コンセントなどの用語は改めては明記されておらず、自己研鑽や必要とされる能力・態度について多く記述されている。基準が大きく異なることはないが、各職能団体や公認心理師個人、また所属する領域等においても、意識される倫理規範には多少の相違があると考えられる。だからこそ、日々の業務を通じて公認心理師個人が自らの姿勢や態度を振り返り、対象となる人々への支援等において適切な倫理観を持ち続ける努力を重ねることが必要なのではないだろうか。

(3) その他の関連する団体

資格に直接関わる職能団体等ではないが、心理職あるいは心理職を目指す大学院生等が入会していることの多い専門領域の学会では、倫理についてどのように扱われているのだろうか。

心理系の学会の中で最大規模を誇り、実務家の会員も多い一般社団法人日本心理臨床学会では、2009年に現行の倫理綱領（10か条）を以下のように制定している（一般社団法人日本心理臨床学会，2009）。「日本心理臨床学会会員は、その臨床活動及び研究によって得られた知識と技能を人々の心の健康増進のために用いるよう努めるものである。そのために会員は、常に自らの専門的な臨床的業務及びその研究が人々の生活に重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである」。文中にある綱領に含まれる内容は、「責任」、「技能」、「査定技法」、「援助・介入技法」、「研究」、「秘密保持」、「公開」、「他の専門職との関係」、「記録の保管」、「倫理の遵守」の全10条である。学会が定めたものであり、職能団体の場合と同じく、入会している学会員のみ適用されるものであるが、綱領の他に、規程や基準も制定されており、心理職の職業倫理を考える上で参考となるものである。

3. 養成課程における倫理教育

心理職の資格の成立・発展に伴い、大学等での心理職養成において、当然のことながら倫理教育は必要となり、各養成校において実践されてきている。養成段階では、まだ現場で働く経験を積んでいない大学院生に対して、上述したような倫理に関わる認識を知識レベルから身につけさせるとともに、一歩踏み込んで、我がこととして、具体的に倫理意識が問われる状況について考える体験をさせる必要があると考えられる。

臨床心理士については、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定めている養成校の指定に関わる文書の中で、主に実習の部分で倫理という言葉が挙げられている。講義系科目において、例えば、科目名に倫理と銘打たれて

いるといったことはなく、実習に入る前の講義系科目等において、倫理教育をどのように実施するかは、各養成校に委ねられている。

公認心理師養成段階における倫理に関する記述としては、養成のカリキュラムに、大学において必要な科目とそこに含まれる事項として、「公認心理師の職責」において「公認心理師の法的義務及び倫理」が、「心理学研究法」において「研究における倫理」が、「心理アセスメント」において「心理的アセスメントの目的及び倫理」が明記されている（厚生労働省，2020）。また、大学及び大学院における実習・演習の科目において含まれる事項として、「公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」が挙げられている。

公認心理師の養成においては、まずは学部の段階で講義や実習の中で倫理について学び、考えること、それを踏まえて、より実践的な内容が設定されている大学院での実習において、実践知としてより深く学び、態度として身につけていくことが想定されていることが分かる。

各養成校においては、カリキュラムに盛り込まれている内容や各種資格に対応する倫理規程等の内容を授業で取り上げ、倫理教育に当たっていると考えられる。倫理に関する知識の獲得にとどまらず、我がこととして倫理問題を捉え、実践につなげていく力を養うために、各養成校で倫理教育に工夫が重ねられている現状がある。次節では、その現状と評価に触れる。

4. 心理職養成における倫理教育に関する先行研究

公認心理師誕生前の臨床心理士資格のみの時期には、日本心理臨床学会の倫理委員会が主体となり、倫理教育に関する調査が行われている（日本心理臨床学会倫理委員会，2006）。兒玉他（2006）でも同調査の結果について報告されている。この調査では、臨床心理士養成に携わる教員個々の意識に焦点を当て、よりミクロな視点で心理職養成における倫理教育の現状と課題を捉えようとしている。279票の有効回答を得た質問紙調査の結果、倫理教育の現状を「不十分」と回答した教員が半数近くいること、倫理教育の内容としては、「秘密の保持・守秘義務」が最も優先度が高く、次いで「個人情報の保護管理、情報開示（個人情報保護法を含む）」、「インフォームド・コンセント」の順であること、教員個人の倫理観や教育観に左右されない倫理教育のための、内容や優先度を定めたガイドライン作成の必要性が示された。調査が行われた2005年という、臨床心理士養成が始まって約20年経つ段階においても、倫理教育の在り方についてはまだまだ議論の余地が残っており、検討が進められている状況にあることが分かる。

倫理教育に関する研究が少ない中で、慶野（2010）は、

臨床心理士養成における事例学習において、倫理意識を持ち妥当な判断ができることにとどまらず、学習の過程で「どれだけのことを考え、何に気づけるか」が重要であると指摘している。質問紙調査では、対象となった学生が倫理的意識決定モデルに沿った思考ができるよう枠組みの提示を行い、倫理に関する事例に対する判断が望ましいものに変化したことが報告されている。授業内で倫理教育を取り扱う際に、最終的な判断だけに焦点化するのではなく、その判断に至るプロセスをより重視した学び方ができるよう工夫することが必要である。

同様の指摘として、村本（2008）は、職業倫理教育の方法として、架空事例を用いたディスカッションやロールプレイを挙げ、職業倫理を確実に身につけるには、授業中の「会話」が重要であると述べている。

公認心理士の養成が始まって以降の倫理教育に関する報告としては、島井他（2020）がある。この中では、養成課程の学部生対象の倫理教育の実践的検討が報告されている。具体的には、学部2年生を対象とする「心理演習Ⅰ」の授業において、保健医療に携わる職業倫理に適った行動の自発的実践を目標に置き、そのための職業規範の知識の習得と倫理規範の内面化が組み込まれている。評価には、医療倫理の四原則（自律性尊重、無危害、善行、正義）と遵法を踏まえた、職業的規範について問う5項目、内面化した態度を問う5項目、行動実践を問う8項目の計18項目、5件法の質問項目への授業後の回答を用いている。その結果、ほとんどの項目において、平均値が4.5以上の高得点が示され、受講生の倫理規範、態度、行動実践の高さが確認された。ただし、行動実践を問う8項目の中には、中央値の3以上ではあるものの、平均値が4点を下回る項目があった（「自分の周囲のだれにも、ていねいな言葉づかいをしている」、「自分の周囲の人たちの悪口をいわない」）。また、倫理行動全体に対して、誠実性に関わる規範や態度の形成が統計的にも有意な影響を及ぼしていることが示され、倫理的行動の日常の実践において、その前提となる規範や態度を養うこと、その中でも特に、誠実性に関わる規範や態度の形成が重要であることが示唆された。誠実性に関しては、授業内容に盛り込み触れるとともに、普段の生活態度（遅刻や無断欠席への対応、教員や学生同士のやり取りなど）からも養っていくべきと結論づけられている。

心理職養成における倫理教育に関する研究は多くなく、しかも公認心理士の養成が始まって以降となると、さらに数は少ない。養成校での日々の授業実践を進めるとともに、それらの経験が重なる中で、倫理教育の効果を検証し、望ましい在り方に修正していくことが必要である。本研究は、その一端を担うものとして、心理職養成における倫理教育について一例として本学の現状を取り上げ、実態を捉えるとともに、島井他（2020）に倣い、一定間隔を空けて倫理教育の効果を検証する。具体的には、本学で開講している

概論科目3科目の中で、心理職に関わる倫理についてどのように取り上げられているのかを整理するとともに、x年度の前期に当該科目を受講した大学院生に対する倫理についての質問紙調査の結果を整理し、提示する。なお、取り上げる3科目はすべて、実習系科目が開始される前の修士1年生の前期に設定されている講義・演習が主になる科目である。

5. 本学心理職養成課程における倫理を扱う科目

本学では、教育学研究科心理発達臨床専攻において、公認心理師と臨床心理士の受験資格が得られるカリキュラムが設定されている。倫理については、専攻のカリキュラム・ポリシーの3点目に、次のように明記されている。「3. 専門的な職業人としての高い技能、責任感、倫理観を涵養するため、学内の心理相談室、および学外施設での実習に重点を置く」。実習という実践の場で、倫理を最も身近に感じ、学修がなされるものであることは確かだが、上述した規範や態度の育成を考えると、実習に取り組み始める前段階の授業においても、倫理について扱われることが望ましい。

本学では、入学後すぐに履修するよう設定されている概論科目等において、倫理について取り上げている。また、それぞれの各論的科目においても、授業回の内容に応じて、担当者の判断で適宜倫理について取り上げ、議論を行っている。

(1) 臨床心理学特論Ⅰ

本授業では、臨床心理学の概論授業として、臨床心理学の歴史や現状、研究、倫理と、アプローチや立場ごとの成立背景や理論、そして心理職が就業している領域・職域ごとの特質や現状などを講義と演習の形で扱っている。倫理については、全15回の授業の終盤で取り上げ、職業倫理として他の職業の倫理も参照しながら、公認心理師法や日本臨床心理士資格認定協会に定められている規程や綱領、ガイドラインを紹介し、解説するとともに、倫理問題が生じやすい具体的な場面を提示し、受講生数人でグループディスカッションを行っている。グループディスカッションの際の具体的な場面は、例えば、「心理面接を担当しているクライアント（相談者）と、偶然道端でばったり会いました。その時、面接担当者であるあなたはどのように振る舞うことが求められるでしょうか」や、「スクールカウンセラーとして勤務している学校で、クライアントである生徒から、秘密が守られるという前提で、自傷行為を打ち明けられました。この後、あなたはどのような対応をとりますか」といったものである。

講義・演習を通じて、用語レベルで倫理について知識を得ていた状態から、具体例についてグループディスカッ

ションを行い、自らの考えや意見を表明する機会を得ることで、わずかながらでも実践に即した知識として再獲得されていくことを意図して進めている。具体的な場面を想定し、意見を述べ合うことで、より我がこととして捉えることが可能となり、複数の考え方や対応があり得ることに気づくことができる。倫理が問われる場面では、マニュアル的な対応というよりは、その事態に真摯に向き合い、クライアントの福祉を第一に守ることを大切にしながら、思考・判断することが求められることが多く、そうした実践につながる体験を講義・演習の中に取り入れることが重要と考えられる。

なお、例年受講生の多くは、研究法に関する授業や修士論文への取り組みの中で、研究倫理については本授業内で倫理を扱う時点で、ある程度理解している状況である。

(2) 臨床心理基礎実習 1

本授業では、心理臨床の基本的な知識を習得し、基本的な応答技術を習得することを大きな目的としており、前者は講義・演習形式で、後者は実習形式で授業を進めている。授業の序盤では倫理的側面の重要性に触れ、「心理臨床家の倫理」として取り上げている。

取り上げる内容としては、日本における臨床心理士・公認心理師資格ができてきた歴史、なぜ資格が必要なのか（相談者のための資格であること）、資格取得がゴールではないこと（生涯にわたる自己研鑽が必要であること）、修了後の自己研鑽の一環として地域の職能団体（都道府県臨床心理士会や公認心理師協会など）や臨床心理学関連学会への入会・活動が倫理的側面からも有益であること、アメリカの心理学会（American Psychological Association: APA）ではどのように規定されているのか、日本ではどのような倫理違反があるのか（どのような心理臨床家が、なぜ違反するのか）などである。

また守秘義務については、事例研究発表に関するクライアントの承諾を得ることについて、意見の異なる2論文（鐘, 1999; 巳, 2000）を取り上げて受講生とディスカッションしている。一つ目の論文では、クライアントの承諾を得ることは心理臨床家の自己愛を満たすことにはなるが、実際にはクライアントは断ることができず、問題や症状の再発の契機になるなどのマイナス面があることを述べている。二つ目の論文は事例内容の公開に関して徹底的にクライアントの承諾を得る作業を経ており、その過程がクライアントにとっては心理療法過程の有益な振り返りとなっていることを述べている。このような守秘義務に関する正解がない中でディスカッションは、受講生それぞれの個性が表れ、受講生同士の考え方を知る契機となり、心理臨床における倫理問題についての理解を深める機会となっているようである。

(3) 臨床心理査定演習 1

本授業では、臨床心理学的アセスメントについて、基本的な考え方を身につけ、それぞれの心理検査等への実践的理解を深めることを目的としており、講義・演習が中心ではあるが、実際に心理検査を体験したり、フィードバックを行ったりする実習も一部分含まれる。アセスメントに関連する倫理的側面については、終盤で取り上げている。内容としては、心理検査に関わる各種倫理規程や心理検査販売会社のサイトに掲載されている心理検査用具の取り扱いについての注意事項等を概観し、それらを踏まえて、心理検査の実施時やフィードバック時の倫理的姿勢について、具体的な場面を取り上げながら解説している。最後に、医療機関において、心理検査に拒否的な態度を示すクライアントに心理検査を導入する、という場面設定でのロールプレイを行い、倫理に関する授業のまとめとしている。

なお、兒玉他（2006）でも触れられているが、授業の中で、心理検査を受講生自身が実施し、結果を整理するような場合に、受講生の結果を個人情報として取り扱う必要がある。これは担当教員側の倫理意識や態度の問題でもあるが、受講生が自身の情報を適切に管理されることを体験することで、心理検査にまつわる倫理の問題を肌で感じることができ、ひいては、心理職として倫理意識をもって心理検査の実施等に当たることへの自覚につながると考えられる。本授業内でも、いくつかの心理検査を実施しているが、次のような配慮を行っている。①必ず、自身が回答・反応した心理検査を使って結果の整理や所見作成の練習を行うこと、②課題等で提出された結果は、書き方等を参考にす目的にのみ必要箇所を共有し、結果や所見の内容については、受講生と担当教員間のみで共有すること、③心理検査実施のロールプレイの際には設定した役になって回答・反応すること。

6. 本学心理職養成課程における倫理教育の効果検討

x年度の前期に上記科目を受講した修士1年の大学院生に対して、臨床心理学特論1の授業内で、島井他（2020）で用いられた18項目の質問項目（Table 1）に5件法で回答を求めた。また、倫理に関する用語（守秘義務、多重関係、インフォームド・コンセント）について、「現在知っていることや理解していることを記述してください」として記述を求めた。用語の選定にあたっては、日本心理臨床学会倫理委員会（2006）と兒玉他（2006）の調査で、倫理教育において優先度が高いと回答されたものを参考にした。

実施に際しては、対象者数が少ないこと（授業前10名、授業後8名）、倫理について問う内容であり、個人が特定されうる状況での実施は正確な回答が得られない可能性があることを考慮し、無記名で行うとともに、授業前と後の

回答を回答者ごとに一致させることもできない状況で実施した。なお、愛媛大学教育学部研究倫理委員会に調査の概要等を示して申請し、許可を得て実施した（受付番号：R4-12）。

(1) 質問項目への回答の結果

授業前と授業後の平均値を Table 1 に示す。項目 1 から 5 の職業規範を問う項目では、島井他（2020）と同様の傾向が示され、概ね 4.5 を超える高い平均値が得られたとともに、項目 3 の誠実性を問う項目では、4 点台とはいえ他の 4 項目に比べると低い平均値であった。全体的に平均値が高いこともあり、授業前後の変化はほとんどなかった。誠実性を問うた項目 3 の授業前後の変化もほとんどなく、授業を通しての変化は見られなかったと考えられる。

項目 6 から項目 10 の内面化した態度・評価を問う項目では、項目 7「自分の周囲の人たちが幸福になることに責任がある」と項目 10「だれが見ても正しいことをしたい」において平均値が 3 点台を示し、項目 10 の授業後の平均値は 3.1 と授業前から減少するとともに、中央値の 3 に近い、相対的には低い値が得られた。項目 7 が他の項目に比べて低い平均値にとどまることは、島井他（2020）の結果と一致する。両項目とも、項目表現をどのように読み取り、どのような場面や状況を想像して回答するかによって、高い得点をつけることがためらわれる可能性がある。得点の低さが、こうした態度が身につけていないことを表しているという解釈とともに、回答に際し、自らを真摯に振り返り、正直に回答したと解釈することもできる。後者の理解

が成り立つのであれば、先に挙げた誠実性を培うということにあたっては、修士 1 年の前期を通して、そうした態度が培われるとも解釈でき、平均値が低いということをしぐさま否定的に捉える必要はないのかもしれない。

項目 11 から項目 18 の倫理的な行動実践を問う項目では、島井他（2020）とは異なる傾向の結果が得られた。データ数が少なく統計処理ができないため数値の変化を見るにとどまるが、ほとんどの項目で授業前から授業後に平均値が低下しており、特に、項目 12「私は、自分の周囲のだれにも、ていねいな言葉づかいをしている」と項目 14「私は、自分の周囲の人たちに、気持ちのよいあいさつをしている」では、授業前に 4 点以上であった平均値が、それぞれ 3.63、3.88 に減少している。また、項目 16「私は、周囲の人たちの悪口をいわない」は、授業前に 3.80 であり、授業後は 3.63 に低下している。ほとんどの項目において授業前後で平均値が低下したことは、懸念される結果である。先に挙げた 3 項目は、普段の人間関係においても生じる社会人として当然の能力とも捉えられる内容であり、これらの項目の平均値低下の要因を探る必要がある。なお、ここでは詳述しないが、平均値の低下につながったと考えられる、極端に低い得点の回答が認められており、今回個人を特定することは不可能ではあるが、その後の全体に向けた授業等でのフォローが必要になると考えられる。

(2) 倫理に関する用語の記述の結果

次に、倫理に関する用語についての記述の結果を示す。内容以前に見られる変化として、授業前においては、記述

Table 1. 質問項目の内容と授業前後における平均値と差

<倫理規範を問う項目>		授業前	授業後	授業後－前
1	心理学の専門家が、対象者・クライアントの権利と尊厳を守ることは大切だと思う	5.00	5.00	0
2	心理学の専門家が、対象者・クライアントの幸福を第一に考えることは大切だと思う	4.50	4.75	0.25
3	心理学の専門家が、対象者・クライアントに誠実で嘘をつかないことは大切だと思う	4.10	4.13	0.03
4	心理学の専門家が、対象者・クライアントを公平に扱うことは大切だと思う	4.60	4.60	0
5	心理学の専門家が、法律を守ることは大切だと思う	4.90	4.88	-0.02
<内面化した評価・態度を問う項目>				
6	私は、自分の周囲の人たちを傷つけずに大切にしたい	4.70	4.63	-0.07
7	私は、自分の周囲の人たちが幸福になることに責任がある	3.50	3.63	0.13
8	私は、自分の周囲の人たちに誠実でうそをつかないようにしたい	4.30	4.13	-0.17
9	私は、自分の周囲の人たちを公平に扱いたい	4.20	4.13	-0.07
10	私は、だれが見ても正しいことをしたい	3.60	3.13	-0.47
<倫理的な行動実践を問う項目>				
11	私は、自分の周囲の人たちに、うそをつかない	3.80	3.88	0.08
12	私は、自分の周囲のだれにも、ていねいな言葉づかいをしている	4.00	3.63	-0.37
13	私は、自分の周囲のだれかの秘密をもらすことはない	4.40	4.38	-0.02
14	私は、自分の周囲の人たちに、気持ちのよいあいさつをしている	4.20	3.88	-0.32
15	私は、だれかが困っていたら、何かできることをしている	4.10	4.25	0.15
16	私は、周囲の人たちの悪口をいわない	3.80	3.63	-0.17
17	私は、失敗したり間違った人たちに優しく接している	4.40	4.00	-0.40
18	私は、周囲の人たちの話をきちんと聞いている	4.30	4.00	-0.30

無しの空欄が3か所認められたとともに、記述量も全体的に少なく、1回答あたり96字までであった。授業後には、全回答欄に記述があり、最も多いもので159字、100字程度の回答が1/3を占めた。

記述の内容に目を向けると、①守秘義務では、授業前には、「業務で得た情報を外部の人に漏らさないということ」や「カウンセリングで話した内容を外部にとぼしてはならない」といった端的な説明が主であったが、授業後には、同様に端的な説明の回答もあるものの、それに加えて、「ただし、CI¹に自傷他害のおそれがある場合には、例外的に家族や警察、学校関係者などと情報共有し対応すること」や「(情報開示について)同意書にも記載した上で説明し、クライアントの承諾を得なければならない」、「個人情報の取扱に関する規則や法令を遵守することが求められる」などのように、守秘義務に関してより詳細な説明がなされている回答が複数認められた。

次に、②多重関係では、より顕著な差が認められた。上述した授業前の記述無しの空欄3か所は、この多重関係の部分であり、授業後の回答では全員が記述していた。内容に関しても、授業前には、「心理職とクライアントという関係だけでなく、親戚といったような他の関係性も持つこと」や「セラピストとクライアントは、面接の場以外での関係を持つことは、治療の安全性のためにも避けるべきである」といった具体性に欠けた端的な記述や、中には「分かりません」という記述もあった。しかし授業後には、「CIとCI-Th²関係以外のつながりを持つことを指す。恋人関係、家族、知り合い、師弟関係、友人など、その種類は様々である」と具体例を挙げた記述や、「やむを得ず、地域のクリニック等で知り合いのカウンセリングをすることがあった場合は、その旨をCIにきちんと説明し十分に留意した上で面接を行うこと」や「相談に乗ってほしいといわれても、カウンセラーとクライアントという関係で相談にのるのではなく友だちとして相談にのるという姿勢が必要になる」といった、実践的であったり例外的であったりする対応についても触れられた記述も認められた。

③インフォームド・コンセントについては、授業前の段階である程度理解していることがうかがわれる記述が複数あり、授業前においても対象者全員が記述をしていた。①守秘義務同様に、記述時の文字数の増加(授業前は21字～96字で、30字以内が半数あったのが、授業後では、4字～158字で、30字以内が1回答のみ)が認められた。また、授業前には認められなかった「説明責任」という用語が、授業後には2回答に認められ、内容面でも変化があったと理解できる。インフォームド・コンセントの内容、例えば、手法や方針、面接の枠組みに触れた記述は、授業前にも授業後にも認められたが、授業後の記述の方が、字数の増加に反映されているように、その内容がより詳細であった。

(3) 質問紙調査の結果のまとめ

質問紙調査の結果、島井他(2020)と同様に、倫理規範に関する意識は授業前の時点である程度の水準にあることが示された。ただし、倫理に関する用語の記述の結果で、3項目とも記述された文字数が増加していたり、授業前には認められなかった用語が授業後には用いられていたり、より詳しい説明が記述されていたりしたことから、倫理規範に関連する用語への理解や知識のさらなる獲得は、授業などの大学院での学びを通じて高まっていると考えられた。

内面化した態度や評価、行動実践においては、授業前から授業後に平均値が減少している項目が多く認められた。質問項目への捉え方においては、より現実的に真摯に考えた可能性も考えられはするが、やはり数値が減少していること自体については、要因を明確にし、今後の倫理教育に工夫を重ねていく必要がある。

金沢(2002)は、職業倫理教育の難しさとして、「職業倫理に関する知識が必ずしも行動に結びつかない」と述べている。知識を態度や行動実践に結びつけるためには、村本(2008)が述べるような架空事例を用いたディスカッションやロールプレイなどを授業に取り入れ、「現実場面での行動の仕方や判断力を養うこと」(金沢,2002)が重要になってくる。本論文で取り上げた本学心理職養成課程の3科目の中では、上述したように、倫理問題が生じやすい具体的な場面を取り上げディスカッションしたり、倫理に対する異なる意見が書かれた資料を提示し考えを深める機会を設けたり、考え学んだことを踏まえて、ロールプレイで実践を試みたりといったことを取り入れている。倫理教育に関する研究や報告で示されている方法論等を今後も積極的に取り入れ、よりよい倫理教育を目指していくことが必要であろう。

なお、慶野(2010)では、倫理に関する事例について検討するプロセスで、「わかる」方向の気づきと「わからなくなる」気づきの両方があること、それらが「相補的な関係にある」と言え、両者の繰り返しのなかで考えの幅が広がられていくとしている。今回の質問紙調査では、対象学生の内的なプロセスにまでは迫ることができず、この点の考察を進めることはできないが、今後は結果としての数値等の変化だけではなく、その結論に至るまでのプロセスの質にも視野を広げ、学生の学びに寄与する内容・方法を検討する必要がある。

島井他(2020)では、授業後にのみ質問紙調査を行っており、授業前後での比較は今後の課題とされている。今回、対象が学部生ではなく大学院生であること、実施された授業内容も同一ではないことから、単純に比較することはできないが、少なからず得点に現れているであろう学生の倫理意識や態度、行動の変化を、一定間隔を空けて追跡することで、まずは実態を捉え、養成において必要となる事柄

を検討することができると考えられる。

倫理がクローズアップされる実践場面においては、マニュアル化しにくい判断や行動が求められることが多い。質問項目への回答や用語に関する記述において把握されることが、そうした倫理的判断・行動を正確に実践できるかどうかをどこまで予測できるかという問題もある。しかしながら、養成プロセスにおいて、学生の倫理意識や態度の状態像やその変化をどのようにしてか把握しようと努め、倫理教育の在り方を見直し続けることは重要であろう。

7. 結 語

本論文では、まず心理職における職業倫理について、臨床心理士と公認心理師の2資格に関連する規程等を概観し、知識獲得にとどまらない倫理教育が求められていることを示した。また、倫理教育の実践や倫理教育に関する意識調査の先行研究を取り上げ、現状の倫理教育には検討の余地があること、倫理教育の内容として、守秘義務や個人情報保護、インフォームド・コンセントなどが優先度の高いものとして認識されていること、倫理教育においては、倫理的な判断ができるかどうかという結論だけではなく、その判断に至るプロセスや倫理的な態度や行動実践の根底にある誠実性に着目することが重要であることを見てきた。

これらを踏まえ、現在本学心理職養成課程で行われている倫理教育について整理し、その効果を検討した。取り扱っている内容の点では、各種倫理綱領や規程等で示されている倫理に関わる事柄については概論等の科目で網羅的に触れており、特に優先度が高いとされる守秘義務やインフォームド・コンセントについては、具体的場面を想定してのディスカッションやロールプレイ等を取り入れ、より実践的で体験的な学びになるよう工夫されていることが示された。ディスカッションやロールプレイの方法としての意義も、先行研究で指摘されていることから再確認された。

ただし、慶野(2010)で述べられているような、倫理的判断に至るプロセスをより詳細に捉える視点は現状の倫理教育では薄い。今後、ディスカッションの前に受講生が取り組む作業に倫理的意思決定モデル等の枠組みの提供を加えたり、ディスカッションを、倫理判断の結論を出すためだけのものではなく、受講生個々の考えをシェアし、多様な気づきを得るためのものとして位置づけたりすることが必要であろう。自らの倫理的判断に至る思考プロセスを意識化し、他者に伝えること、そして他者の思考プロセスを知り、それを聴くことを通じて、倫理的判断が求められるような場面でクライアントに対して誠実に考え、対応するという点について、より深く考え、心理職としての自身についても内省する機会になると考えられる。

注

- (1) クライアント (Client) の略語
- (2) セラピスト (Therapist) の略語

引用・参考文献

- 一般社団法人日本公認心理師協会 (2020) 「日本公認心理師協会 倫理綱領」, https://www.jacpp.or.jp/pdf/jacpp_rinrikoryo20200918.pdf (最終確認日 2022年10月4日)
- 一般社団法人日本公認心理師協会 (2021) 「倫理綱領に関するガイダンス」, <https://jacpp.or.jp/mypage/pdf/rinri-guidance.pdf> (最終確認日 2022年10月4日)
- 一般社団法人日本公認心理師の会 (2022) 「倫理綱領」, <https://cpp-network.com/2022/06/21/%E5%80%AB%E7%90%86%E7%B6%B1%E9%A0%98/> (最終確認日 2022年10月4日)
- 一般社団法人日本心理臨床学会 (2009) 「倫理規程」, https://www.ajcp.info/pdf/rules/0500_rules.pdf (最終確認日 2022年10月4日)
- 一般社団法人日本心理臨床学会 (2009) 「倫理綱領」, https://www.ajcp.info/pdf/rules/0501_rules.pdf (最終確認日 2022年10月4日)
- 一般社団法人日本心理臨床学会 (2009) 「倫理基準」, https://www.ajcp.info/pdf/rules/0502_rules.pdf (最終確認日 2022年10月4日)
- 金沢吉展 (2002) 「心理臨床・カウンセリング学習者を対象とした職業倫理教育—その効果と参加者の感想内容の分析から」, 『心理臨床学研究』20 (2), 180-191.
- 金沢吉展 (2006) 『臨床心理学の倫理を学ぶ』, 東京大学出版会
- 慶野遥香 (2010) 「初学者の倫理的困難場面における判断と気づきの検討」, 『心理臨床学研究』28 (5), 643-653.
- 兒玉憲一・森谷寛之・倉戸ヨシヤ・佐藤忠司・吉川眞理 (2006) 「臨床心理士養成指定大学院教員の倫理教育に関する意識調査」, 『広島大学大学院教育学研究科紀要第三部』55, 209-217.
- 公益財団法人日本臨床心理資格認定協会ウェブサイト <http://fjcbcp.or.jp/> (最終確認日 2022年10月4日)
- 厚生労働省 (2020) 「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」, <https://www.mhlw.go.jp/content/000712061.pdf> (最終確認日 2022年10月4日)
- 巳 (2000) 「症例報告にさいして患者の許可を得ることについて」, 『精神療法』26 (3), 316.
- 村本詔司 (2008) 「心理臨床の専門家養成における法と倫理」, 『神戸大論叢』59 (1), 1-12.
- 日本心理臨床学会倫理委員会 (2006) 「臨床心理師養成指定大学院教員の倫理教育に関する意識調査」, 『心理臨床学研究』24 (5), 621-627.
- 島井哲志・宇恵弘・谷向みつえ・津田恭充・久保信代 (2020) 「公認心理師の学部生対象の倫理教育の実践とその効果」, 『関西福祉科学大学紀要』24, 61-65.
- 鐘幹八郎 (1999) 「クライアントにとっての事例報告—あるクライアントからの手紙—」, 『臨床心理事例研究』26, 3-5.